

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2018年11月13日提出
【発行者名】	新生インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森 勝将
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋室町二丁目4番3号
【事務連絡者氏名】	伊藤 真澄
【電話番号】	03-6880-6400
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	エマージング・カレンシー・債券ファンド（1年決算型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	5,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年8月23日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）において繰上償還の予定に伴ない記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。

第一部【証券情報】

（ 7 ）【申込期間】

< 訂正前 >

2018年8月24日から2019年8月22日までとします。

- ・ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

< 訂正後 >

2018年8月24日から2019年8月22日までとします。

- ・ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

当ファンドの信託契約を解約し、信託終了（繰上償還）することにかかる書面決議の結果、2019年1月15日をもって信託終了（繰上償還）することとなった場合には、申込期間は2018年12月19日までとします。

（ 1 2 ）【その他】

< 更新後 >

当ファンドは、信託終了(繰上償還)を予定しております。詳細に関しましては、下記をご参照ください。

信託終了(繰上償還)の予定について

1. 信託終了(繰上償還)の理由

当ファンドは、2008年9月30日の設定以来、主な投資対象であるルクセンブルグ籍オープン・エンド型の米ドル建て外国投資法人「SIM ブルーベイ・エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ボンド・ファンド クラスL」投資証券(以下「投資先ファンド」といいます。)を高位に組み入れることで、ブルーベイ・アセット・マネジメント・エルエルピーによるファンダメンタルズ分析やクレジットリスク分析等に基づき、現地通貨建てエマージング債券等への投資を行ってまいりました。

しかしながら、当ファンドの受益権口数は30億口を下回っており、今後も受益権口数の大幅な増加が見込みにくい状況にあります。効率的な運用を継続することが難しいことから、投資信託約款第38条第7項の規定に従って、当ファンドの信託契約を解約して繰上償還を選択することが受益者の皆様の利益に資するとの判断に至りました。よって、投資信託約款第40条第2項ならびに「投資信託及び投資法人に関する法律」の規定に従い、書面による決議をもって信託終了(繰上償還)を実施する予定です。

2. 信託終了(繰上償還)に係る書面決議の手続き及び日程

- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| ① 受益者の確定 | 2018年11月15日(木) |
| ② 議決権行使期間 | 2018年11月15日(木)～12月14日(金) |
| ③ 書面による決議の日
(信託終了(繰上償還)の可否が決定される日) | 2018年12月17日(月) |
| ④ 信託終了(繰上償還)予定日 | 2019年1月15日(火) |

議決権の行使は、2018年11月15日時点の受益者様(2018年11月13日までの購入お申込み受付分を含みます。)を対象としております。なお、書面決議により、当ファンドの信託終了(繰上償還)が決定した場合、当ファンドの購入申込の受付は2018年12月19日をもって停止させていただきます。

信託終了(繰上償還)は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。その場合、予定通り2019年1月15日に当ファンドの信託を終了(繰上償還)し、償還金は信託終了(繰上償還)日の翌営業日以降に販売会社を通じて受益者の皆様にお支払い致します。また、ご換金のお申込みは、2019年1月10日まで通常通り受け付けます。

信託終了(繰上償還)が決定した場合は、2018年12月17日(書面による決議の日)に新生インベストメント・マネジメント株式会社のホームページ(<http://www.shinsei-investment.com/>)に、当ファンドが繰上償還となる旨を掲載致します。また、上記の議決権口数による賛成を得られず本議決が否決された場合は、当ファンドの信託終了(繰上償還)の手続きは行いません。この場合、信託契約を継続する旨を本決議の日の後、速やかに受益者の皆様にお知らせ致します。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

3【資産管理等の概要】

(3)【信託期間】

< 訂正前 >

無期限とします（2008年9月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

< 訂正後 >

無期限とします（2008年9月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

当ファンドの信託契約を解約し、信託終了（繰上償還）することにかかる書面決議の結果、2019年1月15日をもって信託終了（繰上償還）することとなった場合には、信託期間は2019年1月15日までとします。